

藤井寺市長 様
藤井寺市議会議長 様
藤井寺市教育委員会 様

藤井寺市監査委員
藤井寺市監査委員

監査の結果に関する報告について（提出）

地方自治法第199条第4項及び第7項の規定による定期監査等を実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告を提出する。

令和3年度 定期監査報告書

1. 監査対象機関

【教育委員会事務局教育部】

教育総務課、学校教育課、文化財保護課、生涯学習課、スポーツ振興課、市立図書館

【財政的援助等】 上記所管の財政的援助に係るもの

2. 監査対象事務

令和3年度における財務に関する事務及び行政事務の執行

（財政的援助に係るものについては令和2年度及び令和3年度に関する事務）

3. 監 査 期 間

令和3年10月～令和4年1月31日

4. 監査の着眼点及び実施内容

藤井寺市監査基準に基づき、教育委員会事務局教育部所管の財務事務等の執行が、法令等に
従い行われているかどうかの確認を主眼として、あらかじめ事務概要書と関係資料の提出を求
め、関係諸帳簿及び証拠書類を抽出して調査するとともに、関係職員から説明を聴取して監査
を実施した。

5. 監査の結果

教育委員会事務局教育部の財務事務等の執行は、関係法令等に従いおおむね適正に執行され
ているものと認められたが、一部次のように改善を要する事項が見受けられたので、それぞれ
必要な措置を講ずるとともに、適正な事務の執行に努められたい。

また、改善措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を
別紙様式（改善を要する事項に係る調書）により通知されたい。

＜教育総務課＞

① 起案文書において、保存年限及び決裁日漏れ、契約保証金の根拠規定の誤記載が見受けられたので、文書取扱規程及び財務規則に基づいた事務処理を行われたい。

また、起案文書は事務執行にあたり、目的・内容の確認や予算執行方法等についての内部の意思決定となるものであるため、起票者のみならず決裁者においても十分に確認し、適正な事務処理を行うよう課内で周知徹底されたい。

② 市立各小中学校受電設備保守点検委託業務（長期継続契約）の起案文書において、100万円を超える委託料の執行起案であるが行財政管理課長の合議決裁を受けていないので、事務処理規程に基づき、適正な事務処理に努められたい。

③ 着手届の誤記載や記載漏れ、課内で閲覧されずに起案に綴られているものが散見され、完了届においても期間到来前に契約相手方が提出しているものが見られたので、適正な事務処理を行うよう課内で周知徹底されたい。

④ 中学校全国大会参加補助金等において、交付申請書に添付される収支予算書について、様式第3号（第3条、第8条関係）となっているが、藤井寺市補助金交付規則第8条は実績報告書並びに収支決算書の規定である。使用している様式に引用条文の誤りがあるので、同規則に基づき、適正な事務処理に努められたい。

⑤ 中学校クラブ活動補助金において、収支予算書や収支決算書の合計額と各項目の内訳額とが一致しないものが散見された。また、精算書に記載すべき交付決定額について交付確定額を記載した金額の誤記載や、精算書文書中の交付指令番号の誤記載が見られた。十分に確認し、適正な事務処理に努められたい。

<学校教育課>

- ① 起案文書において、保存年限及び決裁日漏れ、決裁前に予算執行しているものが見受けられたので、文書取扱規程及び事務処理規程に基づいた事務処理を行われたい。
また、起案文書は事務執行にあたり、目的・内容の確認や予算執行方法等についての内部の意思決定となるものであるため、起票者のみならず決裁者においても十分に確認し、適正な事務処理を行うよう課内で周知徹底されたい。
- ② スクールソーシャルワーカー活用事業の起案文書において、100万円を超える報償費の執行起案であるが行財政管理課長の合議決裁を受けていない。また、検診器材滅菌業務の起案文書において、専決決裁者（次長）の決裁を受けずに予算執行しているものが見られた。事務処理規程に基づき、適正な事務処理に努められたい。
- ③ 英語教育推進委員会設置要綱第3条に、研究委員は14名以内で組織すると規定されているが、それ以上の委員が委嘱されているので、同要綱の改正を検討されたい。
- ④ 教職員健康診断及び胃検診業務委託契約書の個人情報取扱特記事項第3の「作業責任者等の届出」が提出されていない。また、業務着手届及び業務完了届の契約日と履行期間の日付に誤記載が見られた。契約書等を十分に確認し、契約相手方の管理指導を徹底するとともに適正な事務処理に努められたい。
- ⑤ 小学校教育研究会負担金、小中学校校区別地域教育推進連絡事業補助金等の各補助金交付要綱に規定する書類において、実績報告書中の日付の誤記載や未実施にも関わらず実施済みとの誤記載、精算書の日付の記載漏れや金額の誤記載、収支決算書の金額の誤記載が見られた。各補助金交付要綱に基づき、十分に確認し、適正な事務処理に努められたい。

- ⑥ 学校保健会補助金、人権教育研究協議会補助金、小中学校校區別地域教育推進連絡事業補助金において、各補助金交付要綱第13条に返還請求書（様式第10号）の規定があるが、使用されていない。各補助金交付要綱に基づき、適正な事務処理を行われたい。

<文化財保護課>

- ① 起案文書において、契約保証金規定の記載がないものが一部見られた。起案文書は事務執行にあたり、目的・内容の確認や予算執行方法等についての内部の意思決定となるものであるため、起票者のみならず決裁者においても十分に確認し、適正な事務処理を行うよう課内で周知徹底されたい。
- ② 無線LANインターネット接続サービスの契約書第22条に規定する管轄裁判所として、「東京地方裁判所が第一審の専属的裁判所」となっているが、東京地方裁判所に限定となると裁判の出廷のために多大な費用・労力が発生することとなる。「甲又は乙の所在地を管轄する裁判所」とする等、契約書を見直すことを検討されたい。

<生涯学習課>

- ① 起案文書において、決裁日の記載漏れが見受けられたので、文書取扱規程に基づいた事務処理を行われたい。起案文書は事務執行にあたり、目的・内容の確認や予算執行方法等についての内部の意思決定となるものであるため、十分に確認し、適正な事務処理を行うよう課内で周知徹底されたい。
- ② 後援名義申請において、起案に記載の根拠規定が藤井寺市後援等名義使用承認事務取扱要綱となっており、また実績報告書の様式番号及び引用条文に誤りが見られた。藤井寺市教育委員会後援名義等に関する要綱に基づき、適正な事務処理に努められた

い。

- ③ 藤井寺市連合婦人会事業補助金等の各補助金交付書類（起案・規定書類）において、起案に一括交付等の特別な事情の記載がないもの、交付指令書中に年度の誤記載、確定通知書中に日付の誤記載、精算書に記載すべき交付決定額について交付確定額を記載した金額の誤記載が見られた。各補助金交付要綱に基づき、適正な事務処理に努められたい。
- ④ 施設の使用許可申請書等において、申請項目の記載漏れ、誤記載、鉛筆書きが見られたので、十分に確認し、適正な事務処理に努められたい。
- ⑤ 緊急事態宣言の延長に伴う市立生涯学習センターの閉館時間の短縮及び使用料の変更に係る臨時的措置の延長について、9月1日から12日までの期間を措置した起案の作成がなかった。使用料の減免措置に関わるので、適正な事務処理を行われたい。
- ⑥ 児童の保護者から「放課後児童会入会事項変更届（様式第7号）」の提出があり、負担金に変更が生じる場合、藤井寺市放課後児童会条例施行規則では「放課後児童会負担金変更決定通知書（様式第9号）」を通知する規定になっているが、通知が行われていないので同条例施行規則の規定に基づき、適正な事務処理に努められたい。

なお、この件については、前回の定期監査でも指摘した事項であり遺漏がないよう適正な事務執行に努められたい。
- ⑦ 放課後児童会保護者負担金の収入未済額について、収納対策が行われているが、依然、多額の収入未済が生じており、収入率も下降傾向になっている。財源の確保と負担の公平を期するため、引き続き滞納繰越分の収納はもとより、新たな収入未済の発生防止に向けての取組を強化し、より一層の収入確保に努められたい。

なお、この件については、前回の定期監査でも指摘した事項であり遺漏がないよう適正な事務執行に努められたい。

- ⑧ 債権放棄を含めた債権管理については、前回の定期監査の指摘事項の改善措置として、全庁的な取組みが必要であり、私債権を持つ関係部局と調整しながら法規担当部局と検討していくとのことだったが、未だ現在も調整中とのことである。今後も引き続き市全体の問題として、債権管理条例の制定を検討されたい。

<スポーツ振興課>

- ① 体育協会事業補助金等の各補助金交付書類（起案・規定書類）において、起案に一括交付する特別な事情の記載がないもの、同補助金交付要綱に規定する書類の添付がないもの、様式引用条文の誤り、精算書に記載すべき交付決定額について交付確定額を記載した誤記載、補助金額確定通知書中の超過交付の記載漏れが見られた。各補助金交付要綱に基づき、適正な事務処理に努められたい。
- ② 緊急事態宣言の延長に伴う市民総合体育館の閉館時間の短縮及び使用料の変更に係る臨時的措置の延長について、9月13日から30日までの期間を措置した起案の作成がなかった。使用料の減免措置に関わるので、適正な事務処理を行われたい。
- ③ 施設の使用許可申請書等において、専決決裁者（館長）の決裁を受けずに使用許可されていた。また、申請項目の誤記載、金額等の記載漏れ、金額合計欄に修正テープの使用が見られたので、十分に確認し、適正な事務処理に努められたい。
- ④ 施設の使用許可申請について、藤井寺市立市民総合体育館条例や同条例施行規則に規定する取扱いと、現在の業務フローとが一部整合性がとれていない事例が見られた。特に、窓口予約とオンライン予約システムとの予約開始日のずれ、市内外料金の決定

方法等の例規解釈について疑念が生じるので、同条例等の改正を検討されたい。

<図書館>

- ① 図書購入に関する基本契約書の藤井寺市暴力団排除条例に基づいた誓約書において、支店契約であるのに代表者名等の記載がないものが見られたので、十分に確認し、適正な事務処理に努められたい。

- ② 建物総合管理業務（長期継続契約）において、契約書第9条及び仕様書に規定の業務責任者届、業務実施計画書が提出されていない。契約書等を十分に確認し、契約相手方の管理指導を徹底するとともに適正な事務処理に努められたい。